

第 1 章 電子調達システム概要

第 1 章 電子調達システム概要.....	1
1.1 概要.....	2
1.2 システム全体イメージ.....	3

1.1 概要

1.1 概要

平成 13 年 4 月に「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」が施行され、より適正な入札事務を行うよう手続きを強化するとともに、その指針の中で入札契約事務の IT 化にふれ、電子入札を導入することによる費用の縮減や情報公開の IT 化による公平性、透明性の確保が求められるようになりました。

こうした状況を受け、大阪市においても IT 化の進展に伴う情報公開など市民サービスの向上や、入札契約事務のさらなる適正化および公平性、透明性の確保を図ることを目的に電子調達システムを構築することとなりました。

【システム構築の基本方針】

電子調達システムの構築にあたっては、以下の方針に従いシステムを構築しています。

■インターネット環境を前提としたシステムの構築

電子調達システム構築の際には、発注予定や入札結果などの情報を市民がいつでもどこでも閲覧できることを前提とし、情報提供を進めることで入札契約事務のさらなる透明性、公平性の確保を行います。

入札手続き、登録申請業務の電子化を図り、インターネット等の情報通信技術を活用したワンストップ・サービス化（発注機関に直接出向かずに、ネットワーク上の窓口を利用して業務を実施。）が実現します。これにより、入札の競争性が広域的に確保できるとともに、受注者等の業務の効率化を図ります。

■安全性・信頼性の確保

情報システム等の障害の発生を予防し、また障害発生時の影響を最小限に食い止めるため、万全の情報セキュリティ対策を講じます。また、システムに技術的な措置を講じるだけではなく、アクセス権限の確認、ICカードの厳正な保管など、不正使用対策等についての基準を定め、運用上においても万全の措置を講じます。

データの保護に関してはバックアップを行い、災害、障害発生時に備えるとともに迅速な復旧が行えるよう体制を整備します。

■サーバ集中処理システムによるシステム構築

職員だけでなくインターネットを介し不特定多数の受注者が利用するシステムとなるため、業務アプリケーションを個々の端末にインストールする必要のないWEB型アプリケーションの構築を行います。

■端末機操作の容易なシステム

最新の技術動向を踏まえつつ、端末機の操作性に十分配慮した利用しやすいシステムの構築を図ります。

1.2 システム全体イメージ

1.2 システム全体イメージ

大阪市電子調達システムは、インターネットに接続できる環境があれば、市役所まで出向かなくとも、入札参加の申請や入札、あるいは入札情報の閲覧といったことが可能となります。

入札の過程や結果が即時にインターネット上に公表されるため、入札・契約事務の透明性が確保されるとともに、入札参加業者の移動費や人件費等の軽減ならびに競争性の向上などによる調達コストの縮減が可能となります。

また、入札、開札事務等を電子化することにより事務の効率化を図ることが可能になります。

